小城市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例(平成21年小城市条例第27号)の一部を改正する条例 新旧対照表

小城印度来物の減重推進、適正処理等に関する条例(平成21年小城印条例第27号)の一部を以正する条例 利印列思表				
現行	改正案			
	(市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)			
	第32条 法第21条第3項の規定により条例で定める資格は、次のとおり			
	<u>とする。</u>			
	(1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術			
	士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合			
	格した者に限る。)			
	(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を			
	除く。) であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従			
	事した経験を有するもの			
	(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者			
	(4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を			
	除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)			
	に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工			
	学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)			
	若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物			
	の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者			
	(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬			
	学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若し			
	くは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上 廃棄物の処理に関する特徴よの実際に従事した経験を有する者			
	廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 党校教会社に其づく短期大党芸しくは真知専門党校又は原東明			
	(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門			

農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門

学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、

- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等 学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化 学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃 棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等 学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若し くはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処 理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が 認める者

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。